

山形県屋外広告物条例に基づく指定地域新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定により知事が指定する地域を次のように定め、昭和50年1月1日から施行し、昭和36年8月県告示第645号（山形県屋外広告物条例に基づく指定地域）は、昭和49年12月31日限り廃止する。</p>	<p>山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定により知事が指定する地域を次のように定め、昭和50年1月1日から施行し、昭和36年8月県告示第645号（山形県屋外広告物条例に基づく指定地域）は、昭和49年12月31日限り廃止する。</p>
<p>1 一略一</p>	<p>1 一略一</p>
<p>2 一略一</p>	<p>2 一略一</p>
<p><u>3</u> 条例第2条第1項第6号に係る地域</p>	<p><u>3</u> 条例第2条第1項第5号に係る地域 <u>都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）</u></p>
<p>(1) 次に掲げる道路及びその両側500メートル以内の展望できる範囲の地域 <u>（都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）を除く。）</u></p>	<p><u>4</u> 条例第2条第1項第6号に係る地域 (1) 次に掲げる道路及びその両側500メートル以内の展望できる範囲の地域 <u>（用途地域を除く。）</u></p>
<p>イ～カ 一略一</p>	<p>イ～カ 一略一</p>
<p>(2) 一略一</p>	<p>(2) 一略一</p>
<p><u>4</u> 条例第2条第1項第9号に係る地域及びその地域種別</p>	<p><u>5</u> 条例第2条第1項第9号に係る地域及びその地域種別</p>
<p>次に掲げる都市計画道路（都市計画法第4条第1項に規定する都市計画に定められた同法第11条第1項第1号に掲げる都市計画施設である道路をいう。以下同じ。）の区域及び当該都市計画道路として決定された土地の区域から500メートル以内の地域（条例第3条第1項に規定する普通規制地域及び第3項第1号イの道路及びその両側500メートル以内の展望できる範囲の地域（用途地域を除く。）を除く。）とし、山形県屋外広告物条例施行規則（昭和49年12月県規則第74号）別表第2に掲げる第2種特別規制地域とする。</p>	<p>次に掲げる都市計画道路（都市計画法第4条第1項に規定する都市計画に定められた同法第11条第1項第1号に掲げる都市計画施設である道路をいう。以下同じ。）の区域及び当該都市計画道路として決定された土地の区域から500メートル以内の地域（条例第3条第1項に規定する普通規制地域及び第3項第1号イの道路及びその両側500メートル以内の展望できる範囲の地域（用途地域を除く。）を除く。）とし、山形県屋外広告物条例施行規則（昭和49年12月県規則第74号）別表第2に掲げる第2種特別規制地域とする。</p>
<p>(1)～(5) 一略一</p>	<p>(1)～(5) 一略一</p>
<p><u>(6)</u> 酒田都市計画道路 1・3・2号酒田遊佐線</p>	<p><u>(6)</u> 鶴岡都市計画道路 1・5・1号鼠ヶ関温海線</p>
<p><u>(6)</u> 酒田都市計画道路 1・3・2号酒田遊佐線</p>	<p><u>(7)</u> 酒田都市計画道路 1・3・2号酒田遊佐線</p>
<p><u>(6)</u> 酒田都市計画道路 1・3・2号酒田遊佐線</p>	<p><u>(8)</u> 遊佐都市計画道路 1・5・1号遊佐吹浦線</p>
<p><u>5</u> 一略一</p>	<p><u>6</u> 一略一</p>